

副区長が再任しました



3月17日の区議会定例会で副区長選任の同意を得て、4月1日付けで寺田好孝副区長が再任しました。
【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505・FAX(3209)9947へ。

毎月8日はしんじゅく野菜の日



野菜に首ったけ!

生活習慣病予防のために、1日に必要な野菜の量は350g(小皿5皿分)です。区の調査では、1日に必要な摂取量である5皿以上の野菜を食べている区民の方は、約1割しかいないことが分かっています。

毎月8日の「しんじゅく野菜の日」にちなみ、広報新宿では毎月5日号で野菜がたくさんとれるレシピを紹介しています。

【問合せ】健康づくり課健康づくり推進係(新宿5-18-14、新宿北西ビル4階) ☎(5273)3047・FAX(5273)3930へ。

1日に必要な野菜は350g

4月のレシピ

カブのキムチ炒め

カブを使ったレシピを紹介します。春のカブはやわらかく、さっと炒めるだけで簡単にできます。茎や葉の部分も利用することで野菜の量を増やすことができます。



材料(2人分)

- ▶カブ…………… 2個
- ▶カブの茎または葉… 100g
- ▶豚バラ肉…………… 100g
- ▶ごま油…………… 適量
- ▶酒…………… 小さじ1
- ▶砂糖…………… 小さじ1
- ▶しょうゆ…………… 大さじ1
- ▶キムチ…………… 100g
- ▶白いりごま…………… 適量

作り方

- ① カブは1cmの厚さのくし形に、茎や葉は3cmの長さ、豚バラ肉はひと口大に切る。
- ② フライパンにごま油をひき、①の豚バラ肉を炒めて火が通ったら、カブ、茎や葉を加えさっと炒める。
- ③ Aで調味し、キムチを加え、炒め合わせて白いりごまをかける。

新型コロナ関連情報

■中小企業・個人事業主向けの支援事業

申請方法等詳しくは、新宿区ホームページでご案内しています。

【問合せ】産業振興課産業振興係 ▶①は☎(5273)3554・▶②④⑤は☎(3344)0701・▶③は☎(3344)0702(いずれもFAX(3344)0221)へ。

ご活用
ください



①店舗等家賃減額助成

要件・助成額
拡充

●4月から事業を拡充

店舗等のオーナー(中小企業者・個人事業主)が、新型コロナの影響で売り上げが減少しているテナントに対して減額した家賃の一部を助成します。

【オーナー要件】

変更後 中小企業者・個人事業主

変更前 小規模事業者・個人事業主

【助成額】

変更後 減額した金額の4分の3
(1物件、1か月当たり上限75,000円)

変更前 減額した金額の2分の1
(1物件、1か月当たり上限50,000円)

【テナント数】

変更後 テナント数の上限を撤廃

変更前 1オーナー当たり月5物件まで

【対象家賃月】令和3年4月分～9月分

【申請期限】10月31日(日)

②おもてなし店舗支援

補助対象・上限額
拡充

◆感染症拡大防止・新たに宅配やテイクアウト等を始める際にかかる経費

●キャッシュレス導入・ポータルサイト登録など
販売促進にかかる経費を補助対象に追加

【補助上限額】変更後 10万円 / 変更前 5万円

【申請期限】9月30日(木)

◆多言語対応にかかる経費

【補助金額】経費の3分の2(上限10万円)

【申請期限】8月31日(火)

③商工業緊急資金 (特例)

継続

●利子・保証料全額補助の
緊急融資のあっせん

【貸付限度額】500万円

【貸付期間】5年以内(据え置き期間は6か月以内)

【申請期限】令和4年3月31日(木)

④専門家活用支援

継続

●補助上限額に達するまで複数回申請できます

▶今後に向けた販促計画をはじめとする事業計画策定等のための専門家による相談料・コンサルティング経費

▶各種補助金・給付金等の申請にあたって専門家の支援等を受けた際の経費(1件につき24,000円まで)

【補助上限額】10万円

【申請期限】令和4年3月31日(木)

⑤中小企業展示会等 出展支援補助金(前期分)

継続

●展示会への出展小間料・小間装飾費・
オンラインコンテンツ作成費を補助

【補助金額】経費の3分の2

※上限額は、▶国内開催…30万円、▶海外開催…40万円

【申請期限】9月30日(木)

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

新型コロナに感染した方等への傷病手当金の支給

令和2年1月1日～3年6月30日の間で、新型コロナの療養のため働くことができなかった期間(入院が継続する場合等は最長1年6か月間)の傷病手当金を支給します。下記対象の方は、申請前に各問い合わせ先に電話連絡の上、申請してください。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

支給の適用期間を
6月30日まで延長



対象

【対象】給与等の支払いを受けている国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者で、新型コロナに感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われるため、働くことができず、給与等の支払いの全部または一部を受けることができなくなった方

国民健康保険に加入している方

【申請方法】所定の申請書等を下記問い合わせ先へ郵送してください。

※申請書等は新宿区ホームページから取り出せるほか、下記問い合わせ先でも配布しています。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)4149・FAX(3209)1436へ。

後期高齢者医療制度に加入している方

【申請方法】所定の申請書等を郵送で東京都後期高齢者医療広域連合保険課給付係(〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1、東京区政会館16階)へ。申請書等は同連合ホームページ(<http://www.tokyo-ikiiki.net/easynavi/kyufu/1001351.html>)から取り出せるほか、区高齢者医療担当課(本庁舎4階)でも配布しています。

【問合せ】広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519(PHS・IP電話の方は☎(3222)4496、いずれも土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時)・FAX0570(086)075へ。